「居住用土地等」を「した居住用土地等」に、「法第六十三条第三項第九号の」を「した同項第九号の土地等」と、「当該居住用土地等」とあるのは「当該」に、「同号」を「同号に規定する居住用土地等の保有のために要した負債の利子の額」に、「同号ロ」を「同号ロに規定する土地等の保有のために要した負債の利子の額」に改める。

第三十九条第二十項中「（第三十九条の九十九第五項第二号に掲げる場合を含む。）」を削り、「、前項第二号」を「、同号」に改め、「（同条第五項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する税務署長が認定した日）」及び「（当該経過する日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「これらの認定に」を「同号の承認に」に、「これらの認定を」を「当該承認を」に改め、同条第二十二項を削り、同条第二十三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「（連結事業年度において設けた法第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「法第六十四条の二第七項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項及び第二十六項を削り、同条第二十七項中「第六十四条の二第十一項」を「第六十四条の二第十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

25　法第六十四条の二第十一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

26　法第六十四条の二第十一項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十一項の規定は、適用しない。

一　法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。）　法人税法施行令第百三十一条の十三第二項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

二　法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人　法人税法施行令第百三十一条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

第三十九条第二十八項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「当該特別勘定の金額が連結事業年度において設けた法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額である場合には、当該特別勘定の金額の計算の基礎となつた同項に規定する取得に充てようとするものの額とし」、「（当該収用等のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「収用等年度」という。）」及び「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に、「（法第六十八条の七十第一項に規定する代替資産を含む。）で法第六十四条の二第七項」を「で同条第七項」に改め、「（当該収用等年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十一第八項及び第九項の規定）」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「又は第六十八条の七十一第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「法第六十四条の二第七項」を「同条第七項」に改め、「当該特別勘定の金額が法第六十八条の七十一第五項の規定により引継ぎを受けたものである場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となつた同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとするものの額とし」を削り、「これらの取得」を「当該取得」に改め、「（法第六十八条の七十第一項に規定する代替資産を含む。）」及び「当該引継ぎを受けた日を含む事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の七十一第八項及び第九項の規定）」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項を同条第三十一項とする。

第三十九条の二第十四項中「第百二十二条の十二第五項」を「第百二十二条の十二第五項」に改め、同条第十五項中「第六十一条の十三第二項」を「第六十一条の十一第二項」に、「第百二十二条の十四第四項第三号」を「第百二十二条の十二第四項第三号」に、「第百二十二条の十四第六項第一号ロ」を「第百二十二条の十二第六項第一号ロ」に改め、同条第十六項中「第百二十二条の十四第十七項」を「第百二十二条の十二第十九項」に改める。

第三十九条の三第六項中「又は第六十八条の七十一第七項」を削り、「法第六十四条の二第一項」を「同条第一項」に改め、「又は法第六十八条の七十一第五項」を削り、「が、法第六十四条の二第十項」を「が、同条第十項」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」、「（法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十一第九項第三項において準用する場合を含む。）、法第六十八条の七十第七項（法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定を含む。）」及び「（法第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削り、同条第七項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改める。

第三十九条の四第六項、第三十九条の五第三十一項、第三十九条の六第四項及び第三十九条の六の二第七項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改める。

第三十九条の七第十二項中「第十四項及び第十七項」を「第二号、次項及び第十六項」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「（法第六十五条の七第四項又は第六十五条の八第十四項に規定する連結買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同項第一号中「連結買換資産」を「第二十一項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定めるところにより計算した金額との合計額（同条第十二項の規定により計算された金額と第二十一項の規定により計算された金額との合計額）に第二十三項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「（第三十九条の百六第十二項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含む。）」及び「（第三十九条の百六第十二項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度）」を削り、「これらの」を「同条第一項」に改め、「又は法第六十八条の七十一第五項」を削り、「が、法第六十四条の二第十項」を「が、同条第十項」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」、「（法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十一第九項第三項において準用する場合を含む。）、法第六十八条の七十第七項（法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定を含む。）」及び「（法第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削り、同条第七項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改める。

第三十九条の四第六項、第三十九条の五第三十一項、第三十九条の六第四項及び第三十九条の六の二第七項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改める。

第三十九条の七第十二項中「第十四項及び第十七項」を「第二号、次項及び第十六項」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「（法第六十五条の七第四項又は第六十五条の八第十四項に規定する連結買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同項第一号中「連結買換資産」を「第二十一項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定めるところにより計算した金額との合計額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「（第三十九条の百六第九項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含む。）」及び「（第三十九条の百六第九項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度）」を削り、「これらの」を「同条第十五項とし、同条第十七項中「。次項」を「。第一号及び次項」に改め、「（法第六十五条の七第十二項又は第六十五条の八第十五項に規定する連結買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項、次項及び第二十四項において同じ。）」を削り、「第一号」を「同号」に改め、同項第一号中「連結買換資産」を「第二十一項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定めるところにより計算した金額と第二十二項の規定により計算された金額との合計額（同条第十二項の規定により計算された金額）に第二十三項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「（第三十九条の百六第十二項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含む。）」及び「（第三十九条の百六第十二項前段の買換資産にあつては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項第一号中「第二十三項及び第二十四項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第二十四項」を「第二十三項」に、「第二十項第二号」を「第十九項第二号」に改め、「又は法第六十八条の七十八第四項」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「又は第六十八条の七十八第八項（同条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第六十八条の七十八第四項」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項ただし書中「又は法第六十八条の七十八第八項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第六十八条の七十八第十二項」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項第七号を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第四十三項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第二十五項及び第二十六項」を「第二十四項及び第二十五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同